

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	一	○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	七
○市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	五	○市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	九

### 福島県人事委員会

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

#### 福島県人事委員会規則第十一号

##### 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第八条の三中「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

第十三条の六中「第七条の三第一項第三号」を「第七条の三第一項第二号」に改める。

第十九条第四項中「次に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付きの交通用具及び自転車」に改め、同項各号を削る。

第二十一条の五第一項中「次の」を「通勤のために自転車のみを使用する職員にあつては二千円、その他の職員にあつては次の」に、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、「掲げる額」の下に、「それらにより難い場合に係る職員にあつてはその都度人事委員会が定める額」を加え、同項の表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「二、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の

項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一二、五〇〇円」を「一二、七〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一三、八〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一五、〇〇〇円」を「一五、三〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一六、三〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一七、五〇〇円」を「一七、八〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一八、八〇〇円」を「一九、一〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二二、三〇〇円」を「二二、七〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二五、〇〇〇円」を「二五、五〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「三二、〇〇〇円」を「三二、五〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上五十二キロメートル未満の項中「三三、〇〇〇円」を「三三、五〇〇円」に改め、同表五十二キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「三七、〇〇〇円」を「三七、七〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十七キロメートル未満の項中「三九、九〇〇円」を「四〇、六〇〇円」に改め、同表七十七キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「四二、七〇〇円」を「四三、五〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十五キロメートル未満の項中「四五、五〇〇円」を「四六、四〇〇円」に改め、同表八十五キロメートル以上の項中「四八、四〇〇円」を「四九、三〇〇円」に改める。

第二十二條の二第二項に次の一号を加える。

三 特段の事情があると認められる場合 別に人事委員会が定める額

第三十三條の二の二第二号中「八級又は九級」を「九級以上」に改める。

第三十三條の六第七項第一号中「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百八十五」を「百分の百九十」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(定時制通信教育手当)

**第三十四条** 条例第十八条の三第二項の規定による定時制通信教育手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 一 定時制の課程に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の二級以上である者 一万一千円（夜間に授業を行う者にあつては、二万四千円）
- 二 定時制の課程に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の一級である者 八千円（夜間に授業を行う者にあつては、一万九千円）
- 三 通信教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の二級以上である者 一万八千円
- 四 通信教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の一級である者 一万四千円

第三十五条第二号中「定時制教育」を「定時制の課程」に、「及び教諭等」を「教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に限る。）」に改め、同条第三号中「定時制教育」を「定時制の課程」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（産業教育手当）

**第三十八条** 条例第十八条の四第二項の規定による産業教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 一 産業教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の二級である者 二万三千元（定時制通信教育手当を支給を受ける者にあつては、一万四千円）
- 二 産業教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の一級である者 一万八千円（定時制通信教育手当を支給を受ける者にあつては、一万一千円）
- 第三十九条第一項第一号中「教諭等」を「教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、実習教諭又は主任実習講師、実習講師若しくは講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に限る。）」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

ア 行政職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
------	---	---	---	---	---

1 級	6,600円。ただし、1号給6,178円、2号給6,228円、3号給6,282円、4号給6,331円、5号給6,385円、6号給6,435円、7号給6,484円、8号給6,534円、9号給6,583円				
2 級	8,600円。ただし、1号給8,464円、2号給8,545円				
3 級	9,800円				
4 級	10,400円				
5 級	10,800円				
6 級	11,300円				
7 級	12,300円				
8 級	12,900円				
9 級	14,600円				
10 級	16,200円				

イ 公安職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	8,000円。ただし、1号給7,204円、2号給7,281円、3号給7,357円、4号給7,434円、5号給7,506円、6号給7,591円、7号給7,672円、8号給7,758円、9号給7,834円、10号給7,911円、11号給7,992円				
2 級	8,800円。ただし、1号給7,911円、2号給7,992円、3号給8,073円、4号給8,154円、5号給8,244円、6号給8,347円、7号給8,451円、8号給8,554円、9号給8,658円、10号給8,775円				
3 級	9,500円。ただし、1号給9,121円、2号給9,211円、3号給9,306円、4号給9,396円、5号給9,486円				

4 級	10,800円
5 級	11,400円
6 級	11,700円
7 級	12,200円
8 級	12,600円
9 級	13,300円
10 級	14,600円

ウ 教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,100円。ただし、1号給6,781円、2号給6,849円、3号給6,916円、4号給6,984円、5号給7,056円、6号給7,141円、7号給7,227円、8号給7,308円、9号給7,389円、10号給7,483円、11号給7,578円、12号給7,668円、13号給7,758円、14号給7,857円、15号給7,960円、16号給8,059円、17号給8,167円、18号給8,284円、19号給8,397円、20号給8,509円、21号給8,626円、22号給8,703円、23号給8,779円、24号給8,856円、25号給8,928円、26号給9,004円、27号給9,081円
2 級	11,200円。ただし、1号給8,784円、2号給8,860円、3号給8,941円、4号給9,018円、5号給9,099円、6号給9,175円、7号給9,256円、8号給9,333円、9号給9,414円、10号給9,499円、11号給9,589円、12号給9,675円、13号給9,751円、14号給9,841円、15号給9,931円、16号給10,021円、17号給10,111円、18号給10,233円、19号給10,354円、20号給10,480円、21号給10,606円、22号給10,737円、23号給10,872円、24号給11,002円、25号給11,128円
3 級	12,100円 (条例別表第3の備考に定める職員にあつては、12,300円)

4 級	13,400円
-----	---------

エ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,900円。ただし、1号給10,831円
2 級	13,200円
3 級	14,700円
4 級	15,700円

オ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,100円
3 級	9,200円
4 級	9,800円
5 級	10,700円
6 級	11,400円
7 級	12,400円

カ 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	12,100円

1 級	8,100円。ただし、1号給6,984円、2号給7,047円、3号給7,114円、4号給7,177円、5号給7,245円、6号給7,312円、7号給7,380円、8号給7,447円、9号給7,510円、10号給7,587円、11号給7,659円、12号給7,731円、13号給7,798円、14号給7,893円、15号給7,983円、16号給8,073円
2 級	9,500円。ただし、1号給8,226円、2号給8,320円、3号給8,415円、4号給8,509円、5号給8,608円、6号給8,716円、7号給8,820円、8号給8,923円、9号給9,036円、10号給9,099円、11号給9,162円、12号給9,225円、13号給9,288円、14号給9,355円、15号給9,427円、16号給9,495円
3 級	9,800円
4 級	10,200円
5 級	10,500円
6 級	11,800円
7 級	12,700円

別表第二警察の部警察本部の項中「教養室長」を「首席術科指導員」に改め、同部警察学校の項中「首席術科指導員」を削る。

別表第二の二の二の表中

九級	二種	九七、二〇〇円
----	----	---------

を

九級	十級

に改める。

一種	一三一、一〇〇円
二種	九七、二〇〇円

別表第二の三の二の表中

九級	二種	八三、八〇〇円
----	----	---------

を

九級	十級
二	一

種	一一五、六〇〇円
種	八三、八〇〇円

に改める。

別表第四東京都のうち特別区の項中「百分の十四」を「百分の十六」に改め、同表大阪府のうち大阪市の項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

別表第七公安職給料表の部一の項中「九級」の下に「以上」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 当分の間、第十三条の五中「前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年（条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当にあつては、五年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない」とあるのは「条例附則第六項において読み替えて適用される条例第七条の三第一項の採用の日から人事委員会規則で定める期間は、採用の日から医療職給料表（一）の適用を受けなくなる日までの期間とする」と、第十三条の六第一項中「初任給調整手当の支給期間は三十五年（条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当にあつては、五年）とし、その月額」とあるのは「条例第七条の三第一項第二号に掲げる職に係る職員の初任給調整手当の支給期間は、五年とし、初任給調整手当の月額」と、「別表第三に掲げる額」とあるのは「別表第三に掲げる額（条例第七条の三第一項第一号に掲げる職にあつては、その額に五万円を加算した額（当該期間が三十五年以上である職員にあつては、五万円））」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条の五、第三十四、第三十五条、第三十八条、第三十九条及び別表第四大阪府のうち大阪市の項の改正規定並びに附則に一項を加える改正規定並びに附則第五項から第八項までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する規定並びに第二十二條の二第二項に一号を加える改正規定、第三十三條の六第七項第一号の改正規定、別表第一の二の改正規定（同表のイの表10級の項に係る部分に限る。）並びに別表第二から別表第二の三まで及び別表第七の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則（附則第四項において「改正後の規則」という。）の規定は平成十九年四月一日から、この規則（第三十三條の六第七項第一号の改正規定（「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

3 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成十九年十二月に支給されることとな

る。以下「条例」という。）



る勤勉手当に関するこの規則（附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百五十」とあるのは、「百分の百五十五（給料の特別調整額の支給を受ける職員にあつては、百分の百四十五）」とする。

4 条例第九条の二第一項の規定に基づいて職員が平成十九年四月から平成二十年三月までの間に支給されることとなる地域手当に関する改正後の規則別表第四の規定の適用については、同表中「百分の十六」とあるのは、「百分の十四・五」とする。

（平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における定時制通信教育手当の経過措置）

5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年福島県条例第二号。以下「改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める額は、経過措置基準額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間算出率」という。）を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に同条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間算出率」という。）を、同法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十四条の規定による定時制通信教育手当の額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五  
二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十五  
三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成二十年四月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに給料の特別調整額を受けることとなった職員 基準日の前日に新たに給料の特別調整額を受けることとなったとした場合に改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第三十四条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる定時制通信教育手当の額

二 前号に掲げる職員以外の職員 基準日の前日にその者が受けていた定時制通信教育手当の額

（平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における産業教育手当の経過措置）

7 改正条例附則第七項の人事委員会が定める額は、経過措置基準額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十八条の規定による産業教育手当の額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五  
二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十五  
三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 基準日以後に新たに定時制通信教育手当を受けることとなった職員 基準日の前日に定時制通信教育手当を受けることとなったとした場合に改正前の規則第三十八条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる産業教育手当の額

二 前号に掲げる職員以外の職員 基準日の前日にその者が受けていた産業教育手当の額

（職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

9 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の改正規定中「改め、「得た数」の下に「、育児短時間勤務職員等」を、「得た数を」を「得た数（以下「再任用短時間算出率」という。）を、育児短時間勤務職員等」に、「を加える」を「に改める」に改める。

（採用給与グループ）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十二号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二第一号中「七千七百円」を「七千八百円」に、同条第二号中「七千五百円」を「七千六百円」に改める。

第二条第二項及び第八条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

別表第一の職員の項 小学校の項(1)中「第七十五条各項」を「第八十一条第二項及び第三項」に改め、同項(2)中「第七十三条の二十一第一項」を「第四百十条第一項」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の2 (第2条関係)

ア 高等学校教育職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	9,100円。ただし、1号給6,781円、2号給6,849円、3号給6,916円、4号給6,984円、5号給7,056円、6号給7,141円、7号給7,227円、8号給7,308円、9号給7,389円、10号給7,483円、11号給7,578円、12号給7,668円、13号給7,758円、14号給7,857円、15号給7,960円、16号給8,059円、17号給8,167円、18号給8,284円、19号給8,397円、20号給8,509円、21号給8,626円、22号給8,703円、23号給8,779円、24号給8,856円、25号給8,928円、26号給9,004円、27号給9,081円				
2 級	11,200円。ただし、1号給8,784円、2号給8,860円、3号給8,941円、4号給9,018円、5号給9,099円、6号給9,175円、7号給9,256円、8号給9,333円、9号給9,414円、10号給9,499円、11号給9,589円、12号給9,675円、13号給9,751円、14号給9,841円、15号給9,931円、16号給10,021円、17号給10,111円、18号給10,233円、19号給10,354円、20号給10,480円、21号給10,606円、22号給10,737円、23号給10,872円、24号給11,002円、25号給11,128円				
3 級	12,100円 (条例別表第3の備考に定める職員にあつては、12,300円)				
4 級	13,400円				

イ 小学校・中学校教育職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
	8,500円。ただし、1号給6,781円、2号給6,849円、3号給6,916円、4号給6,984円、5号給7,056円、6号給7,141円、7号給7,227円				

1 級	11,100円。ただし、1号給7,492円、2号給7,587円、3号給7,681円、4号給7,780円、5号給7,875円、6号給7,974円、7号給8,073円、8号給8,172円、9号給8,280円、10号給8,406円、11号給8,527円、12号給8,653円、13号給8,784円、14号給8,860円、15号給8,941円、16号給9,018円、17号給9,099円、18号給9,175円、19号給9,252円、20号給9,328円、21号給9,414円、22号給9,499円、23号給9,585円、24号給9,670円、25号給9,751円、26号給9,841円、27号給9,931円、28号給10,021円、29号給10,111円、30号給10,233円、31号給10,354円、32号給10,476円、33号給10,606円、34号給10,737円、35号給10,872円、36号給11,002円
2 級	
3 級	11,700円 (条例別表第3の備考に定める職員にあつては、11,900円)
4 級	13,000円

別表第二中 「南会津町立館岩中学校」を「南会津町立館岩中学校」に

田村郡	
双葉郡	

小野町立小野新町小学校雁股田分校	
川内村立川内小学校	双葉郡 川内村立川内小学校
川内村立川内中学校	川内村立川内中学校

南会津郡	南会津町立檜沢小学校	南会津郡
南会津郡	南会津町立檜沢中学校	南会津郡
耶麻郡	北塩原村立さくら小学校	南会津郡

南会津町立檜沢小学校  
南会津町立檜沢中学校

に改める。

別表第三田村市の項中「田村市立堀越小学校」を「田村市立船引南小学校」に改める。

別表第四の五中 「川俣町立福沢小学校」を「川俣町立飯坂小学校」に、「小野町立小野新町小学校」を「小野町立小野新町小学校」に改める。

野新町小学校  
野新町小学校雁股田分校」を「小野町立小野新町小学校」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条、別表第二、別表第三及び別表第四の五の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- この規則（第一条の二及び別表第一の二の改正規定に限る。）による改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（採用給与グループ）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十三号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

十 十 級

人事委員会が定める警察本部の部長の職務

別表第十七の部の四の項該当者の欄(1)中「五十三条ただし書」を「第八十五条ただし書」に改め、同表備考1中「准看護婦養成所を」の下に、「「特別支援学校」は、改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を」を加える。

別表第二十八の1の表75の項中「34」を「33」に改め、同表77の項及び78の項中「35」を「34」に改め、同表79の項及び80の項中「36」を「35」に改め、同表81の項中「37」を「35」に改め、同表82の項中「37」を「36」に改め、同表83の項及び84の項中「38」を「36」に改め、同表85の項及び86の項中「39」を「37」に改め、同表87の項及び88の項中「40」を「38」に改め、同表89の項及び90の項中「41」を「39」に改め、同表91の項及び92の項中「42」を「40」に改め、同表93の項中「43」を「41」に改める。

別表第二十八の2の表を次のように改める。

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14	14	13
27	19	15	11	3	19	19	15	15	15	14
28	20	16	12	4	20	20	16	16	16	14
29	21	17	13	5	21	21	17	17	17	15
30	22	18	14	6	22	22	18	18	18	15
31	23	19	15	7	23	23	19	19	19	16
32	24	20	16	8	24	24	20	20	20	16
33	25	21	17	9	25	25	21	21	21	17
34	26	22	18	10	26	26	22	22	22	17
35	27	23	19	11	27	27	23	23	23	17
36	28	24	20	12	28	28	24	24	24	17

37	29	25	21	13	29	29	25	25	18
38	30	26	22	14	30	30	26	26	18
39	31	27	23	15	31	31	27	27	18
40	32	28	24	16	32	32	28	28	18
41	33	29	25	17	33	33	29	29	19
42	34	30	26	18	34	34	30	29	19
43	35	31	27	19	35	35	31	29	19
44	36	32	28	20	36	36	32	30	19
45	37	33	29	21	37	37	33	30	20
46	38	34	30	22	38	38	34	30	
47	39	35	31	23	39	39	35	31	
48	40	36	32	24	40	40	36	31	
49	41	37	33	25	41	41	37	31	
50	42	38	34	26	42	42	38	32	
51	43	39	35	27	43	43	39	32	
52	44	40	36	28	44	44	40	32	
53	45	41	37	29	45	45	41	33	
54	46	42	38	30	46	46	42	33	
55	47	43	39	31	47	47	43	34	
56	48	44	40	32	48	48	44	34	
57	49	45	41	33	49	49	45	35	
58	50	46	42	34	50	49	46	35	
59	51	47	43	35	51	49	47	36	
60	52	48	44	36	52	50	48	36	
61	53	49	45	37	53	50	49	37	
62	54	50	46	38	54	50	50	38	
63	55	51	47	39	55	51	51	39	
64	56	52	48	40	56	51	52	40	
65	57	53	49	41	57	51	53	41	
66	58	54	50	42	58	52	53	42	
67	59	55	51	43	59	52	54	43	
68	60	56	52	44	60	52	54	44	
69	61	57	53	45	61	53	55	45	
70	62	58	54	45	62	54	55		
71	63	59	55	46	63	55	56		
72	64	60	56	46	64	56	56		
73	65	61	57	47	65	57	57		
74	66	62	58	47	66	58	58		

75	67	63	59	48	67	59	59		
76	68	64	60	48	68	60	60		
77	69	65	61	49	69	61	61		
78	70	66	62	50	70	62	62		
79	71	67	63	51	71	63	63		
80	72	68	64	52	72	64	64		
81	73	69	65	53	73	65	65		
82	74	70	66	54	74	66	66		
83	75	71	67	55	75	67	67		
84	76	72	68	56	76	68	68		
85	77	73	69	57	77	69	69		
86	78	74	70	58	78	70			
87	79	75	71	58	79	71			
88	80	76	72	58	80	72			
89	81	77	73	59	81	73			
90	82	78	74	59	82	74			
91	83	79	75	60	83	75			
92	84	80	76	60	84	76			
93	85	81	77	61	85	77			
94	86	82	78	61	86	78			
95	87	83	79	61	87	79			
96	88	84	80	62	88	80			
97	89	85	81	62	89	81			
98	90	86	82	62	90	82			
99	91	87	83	63	91	83			
100	92	88	84	63	92	84			
101	93	89	85	63	93	85			
102	94	90	86	64	94	86			
103	95	91	87	64	95	87			
104	96	92	88	64	96	88			
105	97	93	89	65	97	89			
106	98	94	90	66					
107	99	95	91	66					
108	100	96	92	67					
109	101	97	93	67					
110	102	98	94	68					
111	103	99	95	69					
112	104	100	96	70					



113	97	97	91	73							
114	97	98	91	73							
115	98	99	92	74							
116	98	100	92	74							
117	99	101	93	75							
118	99	101	94	75							
119	100	101	95	76							
120	100	102	96	76							
121	101	102	97	77							
122	101	102	98	78							
123	102	103	99	79							
124	102	103	100	80							
125	103	103	101	81							
126		104	101	82							
127		104	102	83							
128		104	102	84							
129		105	103	85							
130			103								
131			104								
132			104								
133			105								
134			106								
135			107								
136			108								
137			109								
138			110								
139			111								
140			112								
141			113								

別表第二十八の3の表66の項中「38」を「37」に改め、同表67の項中「39」を「38」に改め、同表68の項中「40」を「38」に改め、同表69の項及び70の項中「41」を「39」に改め、同表71の項及び72の項中「42」を「40」に改め、同表73の項中「43」を「41」に改め、同表74の項中「43」を「42」に改め、同表75の項中「44」を「43」に改め、別表第二十八の4の表50の項中「30」を「29」に改め、同表51の項中「31」を「30」に改め、同表52の項中「32」を「30」に改め、同表53の項及び54の項中「33」を「31」に改め、同表55の項及び56の項中「34」を「32」に改め、同表57の項中「35」を「33」に改め、同表58の項中「35」を「34」に改め、同表59の項中「36」を「35」に改め、同表70

の項中「42」を「41」に改め、同表71の項中「43」を「42」に改め、同表72の項中「44」を「42」に改め、同表73の項及び74の項中「45」を「43」に改め、同表75の項及び76の項中「46」を「44」に改め、同表77の項及び78の項中「47」を「45」に改め、同表79の項及び80の項中「48」を「46」に改め、同表81の項及び82の項中「49」を「47」に改め、同表83の項中「49」を「48」に改め、同表84の項中「50」を「48」に改め、同表85の項及び86の項中「50」を「49」に改め、同表87の項及び88の項中「51」を「50」に改め、同表90の項中「52」を「51」に改め、別表第二十八の6の表71の項中「42」を「41」に改め、同表73の項及び74の項中「43」を「42」に改め、同表75の項及び76の項中「44」を「43」に改め、同表77の項中「45」を「43」に改め、同表78の項及び79の項中「45」を「44」に改め、同表80の項中「46」を「44」に改め、同表81の項及び82の項中「46」を「45」に改め、同表83の項及び84の項中「47」を「46」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第二の改正規定及び別表第二十八の2の表の改正規定（同表昇格後の号給10級に係る部分に限る。）を除く。）による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（採用給与グループ）

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

**福島県人事委員会規則第十四号**

**市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第七の1の表50の項中「30」を「29」に改め、同表51の項中「31」を「30」に改め、同表52の項中「32」を「30」に改め、同表53の項及び54の項中「33」を「31」に改め、同表55の項及び56の項中「34」を「32」に改め、同表57の項中「35」を「33」に改め、同表58の項中「35」を「34」に改め、同表59の項中「36」を「35」に改め、同表70の項中「42」を「41」に改め、同表71の項中「43」を「42」に改め、同表72の項中「44」を「42」に改め、同表73の項及び74の項中「45」を「43」に改め、同表75の項及び76の項中「46」を「44」に改め、同表77の項及び78の項中「47」を「45」に改め、同表79の項及び80の項中「48」を「46」に改め、同表81の項及び82の項中「49」を「47」に改め、同表83の項中「49」を「48」に改め、同表84の項中「50」を「48」に改め、同表85の項及び86の項中「50」を「49」に改め、同表87の項及び88の項中「51」を「50」に改め、同表90の項中「52」を「51」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

(採用給与グループ)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第十五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福島県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(採用給与グループ)